

諸外国の国家公務員の政治的行為の制限の概要

資料17

	アメリカ	イギリス			ドイツ		フランス
		上級公務員等	一般職員	現業職員(職業紹介、社会保障給付等業務従事者)等	官吏	非官吏	
立候補・議員就任	公選による公職の立候補者となることができない	国会又は欧州議会の議員に立候補することはできない。地方議会の議員への立候補は所属省庁の許可が必要  ただし、立候補ができる場合であっても、政党の公認を受けたとき等は辞職が必要 議員に就任するには、辞職が必要	【同左】	国会、欧州議会、地方議会とも議員への立候補は自由	連邦議会議員を兼ねることはできない 州議会議員を兼ねることができる州とできない州がある 市町村の議員は兼ねることができる		公務員の身分のまま議員になることができる(派遣身分) ・司法官等は、管轄区域内の被選挙権欠格
選挙活動	職務上の権限又は影響力を、選挙結果に干渉する目的で行使することができない  勤務時間外であれば、選挙運動で積極的役割を果たすことができる	全国的なものではない 地方レベルのものは所属省庁の許可が必要	所属省庁の許可が必要	勤務時間外の活動は自由	政治行為を行うに当たり、全体に対する立場等を考慮して、節度と自制を保持しなければならない	基本的に政治的行為に関する制限はない	
政党役職への就任	勤務時間外であれば、政党の管理事務を行うことができる	【同上】	【同上】	【同上】			勤務時間外であれば、政党に加盟して働くことができる
政治的な意見表明	勤務時間外であれば、政治的な意見の表明は保障される	【同上】	【同上】	【同上】			政治的な意見の表明は保障されるが、職務を利用して意見を表明することは避けなければならない
(その他)	政治的目的での寄付を要請し又は受領することができない  所属省庁が公権力を行使する対象者に対して、政治的行為への参加・不参加を要請することができない						勤務外であっても中庸・礼節を保つことが求められている
[参考] 地方公務員	各州等ごとの取扱い	国家公務員と同様。ただし、管理職等は、国の上級公務員等の取扱いに加え、地方レベルの行為も禁止			連邦の官吏・非官吏と同様		国家公務員と同様